

Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VET)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	神戸市有野更生農業協同組合森林管理プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	兵庫県森林組合連合会 代表理事会長 石堂 則本 印

提出日 2013 年 1 月 9 日

受理日 2013 年 1 月 9 日


最終版提出日 2013 年 1 月 25 日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会(ヒョウゴケンシンリンクミアイレンゴウカイ)		
住所	〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 5-5-18		
代表者氏名	代表理事会長 石堂則本	担当者氏名	浦上 尚己
担当者所属	環境ビジネス推進室	担当者役職	室長
担当者 E-mail	hyogomori@hyogomori.jp	担当者電話番号	078-341-5082
プロジェクトでの役割	全体総括、計画書・モニタリング計画書及び報告書作成		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	神戸市有野更生農業協同組合		
住所	〒651-1302 神戸市北区藤原台中町 1 丁目 2 番 1 号		
代表者氏名	代表理事 辻井茂忠	担当者氏名	小畑 恵嗣
担当者所属	総務課	担当者役職	課長
担当者 E-mail	kousei-kumiai@axel.ocn.ne.jp	担当者電話番号	078-981-5088
プロジェクトでの役割	森林所有者、施業実施者		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	兵庫県森林組合連合会(ヒョウゴケンシンリンクミアイレンゴウカイ)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00044-00		
ダブルカウントの防止の措置※7			
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名:兵庫県森林組合連合会		

ダブルカウントの防 止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
--------------------	--

	<p>【② 主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ</p> <p>ホームページ URL: <u>http://www.hyogomori.jp/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物（環境報告書/定期刊行物）</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。</p> <p>【③ 的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。</p> <p><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p>制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。</p>
--	---

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VÉR)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VÉR)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7:オフセット・クレジット(J-VÉR)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

B:プロジェクト活動の概要①	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p style="font-size: small;">使用データ:ランドサット TM データ 作成:兵庫県立農林水産技術センター (森林林業技術センター)</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>本プロジェクトの対象地を含む六甲山は海に面した神戸の市街地と戦後、開発された貴重な緑地であるとともに、北摂山系の山々につながり、背後には丹波山地系に連なる山々が控えています。</p> <p>六甲山の私有林は明治以前には木材生産や薪炭材利用の場として活用されていましたが、木材価格の低迷や都市化の進展、さらに森林管理を担っていた所有者の高齢化などがあいまって、放置森林も増えており、これらの私有林の森林整備の推進が求められています。</p> <p>現在の六甲山においては、林業中心の山とは異なる点も多いですが、森林の整備が遅れているという現状は、全国の森林と共通の課題を有しておりますが、森林所有者における森林整備費の負担が大きくなっています。そのため、適切な森林整備が行われていない森林が多くなる中、本取組を行うことで、</p> <p>更なる所有林の整備に繋げていくことを本プロジェクトの目的としています。</p> <p>本プロジェクトは、全体総括、モニタリング計画書、モニタリング実施者、モニタリング報告書の作成者として兵庫県森林組合連合会、森林所有者・森林施業実施者の神戸市有野更生農業協同組合の二者で「森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」に取り組むこととしています。</p> </div> </div>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>【森林の現況(森林タイプ(人工林、天然林の区別等)及び樹種別の面積が含まれていること)】</p> <p>本プロジェクトの対象としている森林の現況について、森林施業計画書に基づき、下表に示しています。</p> <p>対象地は、スギ 71ha、ヒノキ 159ha、その他広葉樹等が 430ha、合計 660ha となっており、全体の 65% 程度をその他の広葉樹等が占めており、スギは全体の 10%、ヒノキは 25%程度となっています。</p> <p>また、齢級については、Ⅷ齢級以上から、面積割合が多くなり、Ⅻ齢級以上については、全体の半分程度を占めています。</p>

齢級	面積 (ha)				材積 (m3)			
	スギ	ヒノキ	その他	計	スギ	ヒノキ	その他	計
I			3.15	3.15			-	0
II				0				0
III			0.05	0.05			1	1
IV				0				0
V		1.6		1.6		82		82
VI		6.14		6.14		522		522
VII	0.6	7.83	0.5	8.93	91	843		934
VIII	1.55	5.97	7.25	14.77	216	735	659	1,610
IX	10.86	10.63	26.38	47.87	1,768	1,484	1,696	4,948
X	9.04	13.37	110.99	133.4	1,597	2,149	8,847	12,593
XI	13.95	10.26	70.21	94.42	2,815	1,859	7,438	12,112
XII	35.08	103.25	212.23	350.56	7,504	20,969	23,743	52,216
計	71.08	159.05	430.76	660.89	13,991	28,643	42,384	85,018

また、吸収量算定対象地について下表に示しています。

齢級	面積 (ha)			材積 (m3)		
	スギ	ヒノキ	計	スギ	ヒノキ	計
V		1.56	1.56		15	15
VI		1.53	1.53		23	23
VII	0	2	2	0	38	38
VIII	0.58	0	0.58	16		16
IX	1.18	0.46	1.64	37	13	50
X			0			0
XI	4.74	4.97	9.71	191	182	373
計	6.5	10.52	17.02	244	271	515

吸収量算定対象地は、スギ 6.5ha、ヒノキ 10.52ha、合計 17.02ha となっており、ヒノキが対象地全体の 6 割を占めています。

齢級については、XI 齢級が全体の 57% 程度と高くなっており、樹種別についてはスギは VIII 齢級以上のものしかなく、ヒノキについても高齢級のもの割合が高くなっています。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段


神戸市森林整備計画に定める間伐方法・間伐率について

間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法について、下記のように定められている。なお、本プロジェクトにおける対象地の間伐は定性間伐で行っている。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法							
樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢				標準的な方法
			初回	2回	3回	4回	
スギ	中径材 伐期 40 年	3,500 中仕立て	15	20	25	30	【間伐率】 おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,900 本(40 年生伐期)、2,600 本(60 年伐期)成立状態から間伐を開始するものと仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく万遍なく間伐を行うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残すすぐれた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。
スギ	中径材 伐期 60 年	3,500 中仕立て	18	25	31	40	
ヒノキ	柱材 伐期 45 年	3,500 中仕立て	22	30	37	-	おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,400 本成立状態から間伐を開始するものと仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に選木することとするが、不良木のみでなく万遍なく間伐を行うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残すすぐれた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔をおいて選木する。
ヒノキ	中径材 伐期 60 年	3,500 中仕立て	22	30	37	45	

B.2 採 用 技 術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))				
	機器名	メーカー名	耐年数	導入時期	備考
	バーテックスIV	Haglof 社	5 年	2009 年7月	樹高測定
	Trimble GPS Pathfinder SB	Trimble 社	5 年	2009 年7月	緯度経度測定/プロット設置、測量/樹種界・林齢界測量
	TruPulse 360b	LASER TECHNOLOGY 社	5 年	2009 年7月	測量/プロット設置
	Assist office 森 林版	(株)ジツタ	5 年	2009 年 7 月	測量ソフト
	直径巻尺	ムラテック KDS(株)	2 年	2009 年7月	直径測定

B.3 プ	実施事業所名	神戸市有野更生農業協同組合
	住所	神戸市北区有野町唐櫃水無山 4509-1 神戸市北区有野町唐櫃六甲山 4512-528、4512-1

<p>ロ ジ エ ク 外 実 施 場 所</p>	<p>概要</p>	<p>対象地の詳細図については、添付資料 3-3 を参照。</p>  <p>The figure consists of two maps. The top map shows the Kanto region with various cities and prefectures labeled. A red circle highlights the city of Kobe (神戸市). The bottom map is a detailed view of the northern district (北区) of Kobe, also circled in red.</p>
--	-----------	---

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間	2009年12月1日～2013年3月31日(3年4ヶ月)						
B.5 クレジット期間 ※1	2009年12月1日～2013年3月31日						
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	28	91	93	90	302
B.7 モニタリング報 告の頻度	2013年度:2009～2012年度分を実施予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	森林林業緊急整備事業(条件不利森林緊急間伐事業)					
	補助金額 (申請額含む)	3,000,000円(15.02ha) ※補助対象面積 15.02ha のうち 12.06ha が対象。 明細については資料 1-S 中の補助事業実績報告書参照					
	補助対象年月日	2009年4月1日～2013年3月31日					
	補助金を受給している ことを証明する書類	補助金交付決定通知書他					
B.9 備考	<p>①樹種・林齢の違いが発見された場合、計算に用いた値を正しい数値に変更し、吸収量を算定し直す。</p> <p>②台風などの気象災害で風倒木の発生、山腹の崩壊が起こった場合は、被害地面積を実測後、該当する吸収量を算定し、除外する。</p> <p>③山火事対策として、林内に山火事防止の看板等の設置を検討している。</p> <p>④対象地の一部はハイキングコースにもなっているため、月1回の定期的な巡視を継続して行う。</p>						

※1:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。

※2:想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

C:適用方法論																																																
C.1 適用 方法 論	方法論 番号	R001 VER6.2																																														
	方法論 名称	「森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」																																														
C.2 方法論 の 適 格 性 基 準 と の 整 合 性	条 件	説 明 ※1																																														
	C.2.1 条 件1	プロジェクト実施地は、森林法第5条に規定される地域森林計画に定められた森林である。																																														
	C.2.2 条 件2	<p>当該森林は森林施業計画書において、クレジット発行期間中に主伐や転用は計画されておらず、2007年4月1日以降に計画に基づき施業された森林である。また、加古川流域地域森林計画書及び神戸市森林整備計画書にもとづいて森林施業計画書を作成・認定のうえ、施業しているため、神戸市が定めた下記の間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法で間伐が実施されている。</p> <p>間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">樹種</th> <th rowspan="2">施業体系</th> <th rowspan="2">植栽本数 (本/ha)</th> <th colspan="4">間伐を実施すべき 標準的な林齢</th> <th rowspan="2">標準的な方法</th> </tr> <tr> <th>初回</th> <th>2回</th> <th>3回</th> <th>4回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中径材 伐期 40年</td> <td>3,500 中仕立て</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>25</td> <td>30</td> <td rowspan="2"> 【間伐率】 おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,900 本(40年生伐期)、2,600 本(60年伐期) 成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。 </td> </tr> <tr> <td>スギ</td> <td>中径材 伐期 60年</td> <td>3,500 中仕立て</td> <td>18</td> <td>25</td> <td>31</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>柱材 伐期 45年</td> <td>3,500 中仕立て</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>-</td> <td rowspan="2"> おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,400 本成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。 </td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中径材 伐期 60年</td> <td>3,500 中仕立て</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>37</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>						樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢				標準的な方法	初回	2回	3回	4回	スギ	中径材 伐期 40年	3,500 中仕立て	15	20	25	30	【間伐率】 おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,900 本(40年生伐期)、2,600 本(60年伐期) 成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。	スギ	中径材 伐期 60年	3,500 中仕立て	18	25	31	40	ヒノキ	柱材 伐期 45年	3,500 中仕立て	22	30	37	-	おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,400 本成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。	ヒノキ	中径材 伐期 60年	3,500 中仕立て	22	30	37
樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢				標準的な方法																																									
			初回	2回	3回	4回																																										
スギ	中径材 伐期 40年	3,500 中仕立て	15	20	25	30	【間伐率】 おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,900 本(40年生伐期)、2,600 本(60年伐期) 成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。																																									
スギ	中径材 伐期 60年	3,500 中仕立て	18	25	31	40																																										
ヒノキ	柱材 伐期 45年	3,500 中仕立て	22	30	37	-	おおむね 20～30% 枯損や除伐で 2,400 本成 立状態から間伐を開始するもの と仮定し、算出。 初回は形質不良木から順に 選木することとするが、不良木 のみでなく万遍なく間伐を行 うものとする。 2 回目以降は主伐時まで残 すすぐれた形質の木を選択し、 それ以外の木を適正な間隔を おいて選木する。																																									
ヒノキ	中径材 伐期 60年	3,500 中仕立て	22	30	37	45																																										

	<p>C.2.3 条件3</p>	<p>施業計画の認定番号 <u>2009年12月1日～2014年11月30日</u> 認定日：2009年11月30日 認定番号：神産農政第793号</p>								
	<p>C.2.4 条件4</p>	<p><R002(Ver.4.0以降)又はR003(Ver.4.0以降)の場合></p>								
<p>C.3 適用する ガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="395 712 1241 913"> <thead> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 一部準拠しない*</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/> 全く準拠しない		<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*		<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する	
準拠の説明	説明									
<input type="checkbox"/> 全く準拠しない										
<input type="checkbox"/> 一部準拠しない*										
<input checked="" type="checkbox"/> 全て準拠する										

C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインのモニタリングパターンを選択する場合)		
	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
	活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
		<input checked="" type="checkbox"/> 実測	対象地は間伐終了後、補助事業と同じ精度で測量を行っており、実測データが存在するため。
	拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	
<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等		京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書を使用できるため。	
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)	兵庫県が作成している収穫予想表を使用できるため。 兵庫県民有林スギ人工林収穫予想表 林分材積表 該当ページ:44~46 ページ 兵庫県民有林ヒノキ人工林収穫予想表 林分材積表 該当ページ:44~46 ページ	
注) 選択理由の説明においては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。 なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。			
C.4 プロジェクトが実施され	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)		
	2009 年以降森林を適正な状態に保つために必要な間伐が十分に実施されず、手入れの行き届かない森林が増える状態。		
	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	(ベースラインシナリオ特定に使用したデータの信頼性・入手可能性)	
		データの信頼性・入手可能性	説明
<input type="checkbox"/> 低い			
<input checked="" type="checkbox"/> 低くない			

な か っ た 場 合 の 状 態 (ベ ー ス ラ イ ン シ ナ リ オ)		(森林施業計画通りに施業を実施しない可能性に関する情報)		
		施業計画通りに実 施しない可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 可能性がある		
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		
		(プロジェクトの対象である森林が転用される可能性に関する情報)		
		転用の可能性	説明	
		<input type="checkbox"/> 可能性がある		
		<input checked="" type="checkbox"/> 可能性がない		
			(温室効果ガス排出源・吸収源)	
			温室効果ガス排出源・吸収源	説明
		森林プロジェクトで対象となる排 出源・吸収源	地上部バイオマス、地下部バイオマス	
		上記に含まれないプロジェクト 固有の排出源・吸収源	なし	
	C.4.2BLS に 関 連 し た 温 室 効 果 ガ ス 排 出 源 ・ 吸 収 源 の 特 定	リークージに関しては、以下のリストから該当するものがあればボックスにチェックを入れること。また、チェックした リークージは、モニタリングプランにおいて定量化すること。		
		リークージの種類	説明	
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外での吸収 量を減少させる活動の増加	なし	
		<input type="checkbox"/> 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外における 排出量を増加させる活動の増 加	なし	

		(温室効果ガス排出源・吸収源を特定するために使用した追加的な基準)						
		<table border="1"> <tr> <td>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	<input type="checkbox"/> 使用		<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明							
<input type="checkbox"/> 使用								
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
C.5 排出量・ 吸収量 の 定 量 化	C.5.1 不 確かな データの 使用	(吸収量の定量化における不確かなデータの使用)						
		<table border="1"> <tr> <td>不確かなデータの使 用</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	不確かなデータの使 用	説明	<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)	<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない	
不確かなデータの使 用	説明							
<input type="checkbox"/> 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)							
<input checked="" type="checkbox"/> 使用しない								
	C.5.2 モ ニタリ ング対 象とな らない 排出源 ・吸収 源	(モニタリングプランを作成する上で、モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源が存在する)						
		<table border="1"> <tr> <td>モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源</td> <td>説明</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 存在する</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 存在しない</td> <td></td> </tr> </table>	モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明	<input type="checkbox"/> 存在する		<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない	
モニタリング報告対象となら ないプロジェクト固有の排出 源・吸収源	説明							
<input type="checkbox"/> 存在する								
<input checked="" type="checkbox"/> 存在しない								
C.6 モ ニ タ リ ン グ プ ロ ット の 設 置		<p>地位特定のためのモニタリングプロットの設置は、ガイドラインに基づいた方法で行う。</p> <p>①30haあたりに1箇所、樹種ごとに小班を抜き出し、設置する。</p> <p>②小班が斜面に位置している場合は中腹に、斜面がない場合は小班の中心部分にモニタリングプロットを設置する。</p> <p>③モニタリングプロットは、その小班の平均的な林相・地形を持つ箇所を選ぶ。</p> <p>④モニタリングプロットは正方形で、1辺の長さがその小班における最大樹高以上とする。また、正方形プロットが設置できない場合は、現地地形状況に応じて、最大樹高のプロットを設置した面積以上となるような長方形プロットを設置する。また、長方形プロットが設置できない場合は、直径が最大樹高以上となるような円形プロットを設置することとする。</p> <p>モニタリングプロットの設置場所については、資料 3-3 参照。</p>						

C.7 備 考		特になし
---------------	--	------

※1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、巻末の添付資料一覧に整理すること。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 第 5 条地域森林計画 <input checked="" type="checkbox"/> 第 11 条森林施業計画 <input checked="" type="checkbox"/> その他(具体的に: 保安林に指定)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4	種の保存法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

<p>D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント</p>	<p>【プロジェクト対象森林の所有者が、プロジェクト代表事業者等に含まれない場合】プロジェクト代表事業者等と森林所有者の間で持続性の担保について確認・合意したことの証拠 * プロジェクト対象森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保について確認・合意したことの証拠が必要となる。</p> <p>【間伐促進型プロジェクトで、プロジェクト対象地に含まれない森林所有者がいる場合】間伐を実施しない森林所有者に対して、持続性を担保するために実施した説明会等を実施したことの証拠 * プロジェクト対象地に含まれない森林について、所有者以外に権利を有する者(入会権者等)が存在する場合も、持続性担保に必要な説明会等の証拠が必要となる。</p> <p>【神戸市有野更生農協協同組合のコメント】</p> <p>所有林の長期的な育成保護に取り組みたく、本制度を活用して森林整備を進めていきたい。</p> <p>【持続性の担保について】</p> <p>本プロジェクト対象地に関する持続性に合意する覚書について、兵庫県森林組合連合会と神戸市有野更生農業協同組合の間で平成 24 年 12 月 28 日に締結をしている。</p> <p>また、対象地は神戸市有野更生農業協同組合と神戸市上唐櫃林産農業協同組合とが共同で森林施業計画書を作成しているため、神戸市上唐櫃林産農業協同組合については、神戸市有野更生農業協同組合と持続性の担保について平成 25 年 1 月 24 日に説明を行った。</p>
<p>D.3 その他特記事項</p>	<p>特になし</p>